

No. 121 (2009/12)

クアルコムに対する公正取引委員会の排除措置命令（2009年9月28日）

徳島大学教授 泉 克幸

1 はじめに

公正取引委員会は本年（2009年）9月28日、米国カリフォルニア州に本店を置くクアルコム・インコーポレイテッド（Qualcomm Incorporated。「以下、クアルコム」）に対して、独占禁止法が禁止する行為類型の1つ、「不公正な取引方法」（独禁19条、2条9項）に該当する行為を同社が行っているとして、排除措置命令（独禁20条1項）を下した¹。本件に関しては、既に、公取委の排除措置命令案に対して、クアルコムが8月13日付で反論となる声明を公表しており、2週間以内に当該命令案に対する反論を文書で提出する旨を明らかにしていたところであった²。

CDMA携帯電話用の半導体チップにおいて大半のシェアを占め、関連する多くの知的財産権を保有するクアルコムに対しては、わが国のみならず、各国の競争当局が着目している。特に、韓国公正取引委員会（KFTC; Korea Fair Trade Commission）は、本年7月23日、クアルコムに対して是正命令とともに、2億8百万ドルという多額の課徴金の納付命令を下している³。韓国公正取引委員会の英文サイト（<http://eng.ftc.go.kr/>）によれば、携

¹ 公取委の発表文および排除措置命令書は、<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.september/09093001.pdf> から入手可能である。

² Qualcomm Provides update on JFTC Investigation, http://www.qualcomm.com/news/releases/2009/090813_JFTC_update.html.

³ 欧州においても、2007年10月1日、日米欧6社からの申立を受け、欧州委員会がクアルコムに対する調査を開始するとの公式発表がなされている。前記申立の中では、3G（第三世代）携帯電話の技術提供におけるクアルコムのライセンス慣行は一般的にFRAND（Fair, Reasonable and Non-Discriminatory）と呼ばれる「公正かつ合理的であり、非差別的」という契約条件を充たしていないこと、また、「不公正かつ非合理的であり、差別的な」ロイヤルティの支払いによって技術標準の進展が妨げられ、経済効率に否定的な結果を導くことが、EC競争法82条（市場支配的地位の濫用行為）に違反する旨が述べられている（Antitrust: Commission initiates formal proceedings against Qualcomm, <http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/decisions/39247/proceedings.pdf>）。なお、欧州委員会のその後の対応については後述する「4-5 最後に」を参照。

携帯電話に関する重要部品、CDMAモデムチップのシェアを94.4%占めるクアルコムは、①同社のCDMAモデムチップを採用する携帯電話メーカーとそうでないメーカーとの間で、同チップに関する技術のライセンス料を差別する、②CDMAモデムチップの販売に際し、同社のチップを85%以上採用する携帯電話メーカーにはリベートを提供する、ことにより、その市場支配力を維持したことが問題とされている。これに対し、後で述べるように、わが国の公正取引委員会は、クアルコムがCDMAに関連する知的財産権のライセンスを行う際に契約に含めていた無償許諾条項および非係争条項を問題視している。

今回の公正取引委員会の排除措置命令は、携帯電話の市場において有力な地位にあるクアルコムに対するものであり、関連業界のみならず一般の消費者にとっても大きな影響がある点、また、標準技術に関する知的財産権の行使が一定の場合には競争法の規律を受けることを明らかにした点、で重要な意義を有すると思われる。そこで、本小稿で紹介し、解説を試みるものである。

2 事実の概要

- 2-1 第三世代携帯無線通信規格の策定
- 2-2 本件ライセンス契約の締結
- 2-3 本件ライセンス契約の競争上の評価

3 法令の適用と排除措置命令

4 解説

- 4-1 本排除措置命令の意義
- 4-2 独禁法21条
- 4-3 問題となる市場について
- 4-4 競争の減殺効果について
- 4-5 最後に

(全9頁)

以上